

# 厚生委員会請願・陳情説明資料

令和4年6月29日

件名	頁
1 元受理番号12 全てのがん検診無料化及び女性のがん検診毎年実施を求める陳情	2
2 2受理番号4 3歳児健診でカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や 視能訓練士・眼科医が視力を測る体制と各保健センターにおける 相談窓口を早急に構築するよう求める請願	4
3 2受理番号15 保健所の機能強化に向け、国に予算強化等を求める意見書の提出を 求める陳情	6
4 3受理番号3 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための 意見書を国に提出することを求める請願	8
5 3受理番号13 厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化の意見書を提出する ことを求める陳情	11

(衛 生 部)

件名	元受理番号 1 2 <b>全てのがん検診無料化及び女性のがん検診毎年実施を求める陳情</b>																																						
所管部課名	衛生部データヘルス推進課																																						
陳情の要旨	1 全てのがん検診を無料にしてください。 2 女性のがん検診を毎年実施してください。 3 乳がんの早期発見のため、マンモグラフィだけでなく、以前のように視触診も復活してください。																																						
陳情者等	請願文書表のとおり																																						
内容及び経過	<p>現在の状況</p> <p><b>1 がん検診自己負担額の導入について</b></p> <p>平成 25 年度より、一人当たり経費の 3 割程度の自己負担を導入した。</p> <p>令和元年度より、他区の自己負担額の比較を行い、胃がん内視鏡検診の自己負担額の設定並びに乳がん検診及び子宮頸がん検診の自己負担額を見直した。</p> <p>なお、乳がん検診及び子宮頸がん検診は、令和元年度より自己負担額を 500 円に引き下げるとともに、70 歳までの偶数年齢の未受診者（子宮頸がんは 30 歳から、乳がんは 40 歳から）に申し込みはがき付のリーフレットを送付し、受診勧奨を実施した。<u>令和 4 年度は、総合受診券（当該年度に受診可能な検診（健診）が全て記載された受診券）の送付対象者以外に、20 歳代から 50 歳代の偶数年齢の女性を対象に、そのまま受診可能なリーフレット型女性がん検診受診券を送付し、受診勧奨強化を図る。</u></p> <p>(1) がん検診自己負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>4 年度</u> 自己負担額</th> <th>一人当たり 経費 (委託 料)</th> <th>25 年度 自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がんハイリスク</td> <td>1,000 円</td> <td>3,344 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>胃がん内視鏡</td> <td>2,000 円</td> <td>17,743 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>300 円</td> <td>1,067 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>500 円</td> <td>6,159 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>500 円</td> <td>8,338 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td>肺がん X 線</td> <td>800 円</td> <td>3,437 円</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>肺がんかく痰検査</td> <td>300 円</td> <td>2,090 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん</td> <td>800 円</td> <td>2,169 円</td> <td>800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※胃がん内視鏡検診は、令和元年 7 月より新規実施</p> <p>※乳がん検診は視触診廃止により平成 29 年度より自己負担額が 2,200 円となった</p> <p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>公益財団法人日本対がん協会の全国自治体（全国 1,741 の自治体）を対象とした「がん検診の指針に関するアンケート」のうち、胃がん検診に関する調査（平成 30 年 11 月実施 回答 1,004 自治体）において、内視鏡検診において自己負担がある自治体は 92.6%（276/296 自治体）である。</p> <p>平成 30 年度大腸がん検診を特定健診と同時に勧奨することで、受診者が平成 29 年度の 21,018 人から 47,221 人と増加した。</p>				<u>4 年度</u> 自己負担額	一人当たり 経費 (委託 料)	25 年度 自己負担額	胃がんハイリスク	1,000 円	3,344 円	1,000 円	胃がん内視鏡	2,000 円	17,743 円	—	大腸がん	300 円	1,067 円	300 円	子宮頸がん	500 円	6,159 円	2,000 円	乳がん	500 円	8,338 円	2,500 円	肺がん X 線	800 円	3,437 円	800 円	肺がんかく痰検査	300 円	2,090 円	300 円	前立腺がん	800 円	2,169 円	800 円
	<u>4 年度</u> 自己負担額	一人当たり 経費 (委託 料)	25 年度 自己負担額																																				
胃がんハイリスク	1,000 円	3,344 円	1,000 円																																				
胃がん内視鏡	2,000 円	17,743 円	—																																				
大腸がん	300 円	1,067 円	300 円																																				
子宮頸がん	500 円	6,159 円	2,000 円																																				
乳がん	500 円	8,338 円	2,500 円																																				
肺がん X 線	800 円	3,437 円	800 円																																				
肺がんかく痰検査	300 円	2,090 円	300 円																																				
前立腺がん	800 円	2,169 円	800 円																																				

(2) 国の無料クーポン事業

女性のがん検診の無料クーポン事業（対象年齢：子宮頸がん検診20歳・乳がん検診40歳）は国の実施要綱に基づき、令和4年度も実施していく。

対象者は、下表に定める生年月日に該当する者

対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成13(2001)年4月2日～平成14(2002)年4月1日
乳がん検診	昭和56(1981)年4月2日～昭和57(1982)年4月1日

**2 女性のがん検診（子宮頸がん検診・乳がん検診）の受診間隔**

国が推奨する対策型がん検診は、受診間隔や対象年齢を守って定期的に受診すれば、死亡の可能性が減少するというメリット（利益）がデメリット（不利益）を上回ることが科学的に証明されているものである。

国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）（以下「国の指針」という）において、「子宮頸がん検診及び乳がん検診については、2年に1回実施する」と記載されているとともに、毎年と2年に一度の受診では、死亡率減少に変わりがないとされている。

**3 乳がん検診における視触診の実施**

医師による視触診は、国のがん検診のあり方に関する検討会において、がんの早期発見には最適とはいえないことや精度管理上の課題等があるとの指摘がなされ、平成28年度に国の指針の改正から推奨されなくなった。そのため、区においても、平成29年度より廃止した。

なお、自己触診法については、35歳及び39歳の女性に対し、セルフチェックを勧めるリーフレットを個別に送付しているほか、区ホームページに民間企業の協力による乳房のセルフチェック方法の画像を掲載して啓発を行っている。また、「ピンクリボンあだち」などのイベントにおいて、自己触診用のグローブの配布などを行っている（令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大によりイベントは中止とした）。

問題点等

件名	<p>2 受理番号 4</p> <p><b>3 歳児健診でカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や視能訓練士・眼科医が視力を測る体制と各保健センターにおける相談窓口を早急に構築するよう求める請願</b></p>
所管部課名	衛生部 保健予防課
請願の要旨	<p>1 乳幼児の目の健康について、足立区は現在、区の指導はない。そのため、保護者は知識がないまま異常に気付かずに手遅れになってしまっている現状がある。</p> <p>3～4か月児健診などで乳幼児の視覚の発達について小児の視機能管理を保護者に冊子などを用いて周知・啓発するよう求める。</p> <p>2 弱視の早期発見・早期治療につなげるために、3歳児健診においてカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や、視能訓練士・眼科医が視力を測る体制を早急に構築するよう求める。</p> <p>3 集団健診以外にも整備されるまでの間の即時対応策として、3歳になったら眼科医でオートレフラクトメーターを用いた検査を受けるよう、保護者に呼びかけることを求める。</p> <p>4 2020年度からはデジタル教科書の普及や、小学校でのプログラミング教育の必修化など、子どもがパソコンやタブレット型端末を扱う機会が多くなり、子どもの目が酷使されやすい環境となる。常日頃から子どもの視力について相談できる窓口の設置や、各保健センターで不定期でもカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査が受けられる支援体制を早急に構築するよう求める。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p><b>【現在の状況】</b></p> <p><b>1 3～4か月児健診での視覚の発達の周知・啓発について</b></p> <p><u>令和4年5月から、3～4か月児健診で保護者にリーフレット（目の健康チェックシート）を配付している。</u>従来から3～4か月児健診においては、小児科医により「追視」や「斜視」など眼の見え方について診察を行っている。</p> <p>また、母子健康手帳には、「視覚の発達について」が記載されているほか、視覚の発達と視力が不安な場合のチェック方法や、日本視能訓練士協会の「目の健康を調べるチェックシート」の<u>QRコード</u>も掲載されている。</p> <p><b>2 3歳児健診でのカメラ型の屈折検査機器を用いた検査について</b></p> <p><u>令和4年度下半期の3歳児健診から、屈折検査機器を用いた検査を開始するため、足立区医師会眼科医会等と調整しながら準備を進めている。令和4年10月から各保健センター等で検査を実施する。</u></p>

	<p><b>3 3歳児健診での対応及び眼科医療機関への受診勧奨について</b></p> <p>3歳児健診の視力検査は、東京都のマニュアルに準拠しながら実施している。加えて、視力検査のみではなく、明るい日差しをまぶしがったりしないか、普段テレビや物を見るとき顔の向きや目についての心配事等の問診も行っている。心配のあるお子さんについては、精密健康診査票等を発行し、眼科医療機関への受診を勧奨している。</p> <p>また、眼科医療機関での検査結果を把握し、経過観察及び治療の場合は、地区担当保健師がフォローしている。</p> <p><b>4 子どもの視力についての相談窓口について</b></p> <p>子どもの視力についての相談は、各保健センター等で随時、保健師が受けており、相談内容によって経過観察健診や医療機関の紹介を行う体制となっている。</p>
問題点等	

件名	2 受理番号 15 <b>保健所の機能強化に向け、国に予算強化等を求める意見書の提出を求める陳情</b>
所管部課名	衛生部衛生管理課
陳情の要旨	保健所の専門職員増員や予算強化など、保健所の機能強化を国に求める意見書の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 足立区の保健所再編の経緯</b></p> <p>(1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。</p> <p>(2) 平成9年、地域保健法が施行される。</p> <p>(3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。</p> <p>(4) <u>令和4年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部の常勤職員定数245名のうち保健師は86名(対前年比5名増))。また、衛生部以外の保健師は7名。</u></p> <p><b>2 現在の状況</b></p> <p>(1) 1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。引き続き、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、<u>今後は社会経済活動との両立を目指し、健康寿命延伸に向けた取り組みを徐々に再開していく。</u></p> <p>(2) 保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されている。令和2年9月25日付で厚生労働省健康局・総務省自治財政局の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』について」が通知されている。<u>また、令和4年4月4日付、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後の保健所等の体制について」が発出され、ICTの活用及び外部委託の活用により保健所の体制を整備するよう示されている。</u></p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染拡大に備えて、令和3年度は、感染症対策課に常勤保健師の配置数を増やしたことに加え、適時、公衆衛生学会の人材を会計年度任用職員として採用する等、人員体制の強化を図っている。また、防疫業務を行う感染症保健指導員(会計年度任用職員)についても募集を行っている。</p> <p>(4) 足立保健所が設置する「足立区発熱電話相談センター」では、新型コロナウイルス感染症に関する相談を受けるために、保健師・看護師の派遣職員<u>20名</u>を採用している。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設時間：平日 9時から17時まで）。</li> </ul> <p>上記以外の時間帯及び土・日・祝日については、都が設置する「東京都発熱相談センター」にて相談を受けている。</p> <p>(5) 平成28年度には、新規の母子保健事業を展開するために、衛生部保健予防課に妊産婦支援係を設置した。その後も、衛生部全体で計画的に保健師の定数を見直しながら、保健師の増員を図っている。</p>
<p>問題点等</p>	

件名	3 受理番号 3 <b>安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を国に提出することを求める請願</b>
所管部課名	政策経営部財政課 福祉部高齢者施策推進室介護保険課 衛生部衛生管理課
請願の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。</li> <li>2 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。</li> <li>3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。</li> <li>4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制を強化・拡充すること。</li> <li>5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。</li> </ol> <p>以上のことを国の責任において実施することについて、国に意見書を提出することを求める。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	きたがわ 秀和 議員
内容及び経過	<p><b>1 医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うことについて</b></p> <p>(1) <u>令和4年度</u>は、当初予算及び第2次までの補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策経費として、<u>約175億円の事業費を計上</u>している。</p> <p>(2) <u>令和5年度</u>の施策及び予算に関して国に要望するため、当区の要望事項を特別区長会へ提出した（以下一部抜粋）。</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症医療費公費負担分の全額負担について 高額な医療費の公費負担による自治体の財政圧迫を是正するために新型コロナウイルス感染症の医療費については全額国費負担とすること。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症患者の入院にかかる移送費の全額負担について 自治体の財政圧迫を是正するために、新型コロナウイルス感染症患者の入院にかかる移送費については全額国費負担とすること。</p> <p><b>2 地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ることについて</b></p> <p>医療法に基づく地域医療構想については、平成28年7月に東京都地域医療構想が策定された。平成30年3月には東京都保健医療計画の改定に合わせて医療計画と一体化され、<u>また、令和3年7月には中間見直しが行われた。</u><u>保健医療計画の総合的かつ円滑な推進を図るため、特別区保健衛生主管部長会も参加する保健医療計画推進協議会を中心に検討されている。</u></p> <p><b>3 医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員することについて</b></p>

(1) 医療機関への就職支援

医療機関に従事する医師・看護師等の直接雇用は行っていないが、関係機関と協力のうえ、区内医療機関への就職に結びつくようなイベントや啓発活動を支援している。また、東京都が将来、都内において看護業務に従事しようとする方を対象に看護師等修学資金貸与事業を実施していることから、事業の周知に協力している。

(2) 介護関係者

ア 介護職の研修の受講費用を助成している。

(ア) 介護職員資格取得等支援事業

イ ヘルパーの確保・増員等を支援している。

(ア) 介護のしごと相談・面接会

(イ) 介護人材雇用創出事業

ウ ヘルパーの待遇改善策を実施している。

(ア) 処遇改善加算支給

(イ) 特定処遇改善加算支給

(ウ) 介護職員処遇改善支援補助金（令和4年2月から9月まで 東京都が実施）

(エ) 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月から実施）

**4 公衆衛生行政の拡充、ウイルス研究、検査・検疫体制の拡充等について**

(1) 令和4年度現在、1保健所3課4保健センター体制である（衛生部の常勤職員定数245名のうち保健師は86名（対前年比5名増）。また、衛生部以外の保健師は7名）。

(2) 保健所体制の強化として、令和4年度は常勤保健師5名を増員した。新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、防疫業務を行う感染症保健指導員（会計年度任用職員）についても引き続き募集する他、感染状況に応じて庁内の応援体制を柔軟に組みながら感染症対策業務を継続していく。

(3) 新型コロナウイルスの検査については、東京都が指定した区内200か所以上の発熱相談外来の医療機関で受検している。なお、腸内微生物や風しん抗体検査等については、区有の衛生試験所にて検査を行っている。

**5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ることについて**

(1) 令和5年度の施策及び予算に関して国に要望するため、当区の要望事項を特別区長会へ提出した（以下一部抜粋）。

ア 国民健康保険制度改革後における国民健康保険財政のさらなる安定運営について

国及び都の責任において、低所得者層に対するさらなる保険料負担の軽減、未就学児に係る均等割保険料軽減の対象年齢拡大および軽減費用の全額国庫負担など、保険者への財政支援を強化すること。

イ 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策について

	<p><u>低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策について、国の責任において、必要な財政措置を含め、総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。</u></p> <p>ウ <u>低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策について</u></p> <p><u>国の責任において、必要な財政措置を含め、総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。</u></p> <p>エ <u>介護保険制度の抜本的改革について</u></p> <p><u>65歳以上の被保険者の費用負担のあり方について、介護保険料の抑制を図るため、国の負担割合を増やすなど、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。</u></p>
問題点等	

件名	3受理番号13 <b>厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化の意見書を提出することを求める陳情</b>
所管部課名	衛生部衛生管理課
陳情の要旨	新型コロナウイルス感染症の終息後、海外交流を再開する際の危機対応や自然災害発生時の公衆衛生の要となる保健所について、厚生労働省へ保健所の機能強化の意見書を提出することを求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 足立区の保健所再編の経緯</b></p> <p>(1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。</p> <p>(2) 平成9年、地域保健法が施行される。</p> <p>(3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。</p> <p>(4) <u>令和4年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部の常勤職員定数245名のうち保健師は86名(対前年比5名増))。また、衛生部以外の保健師は7名)。</u></p> <p><b>2 現在の状況</b></p> <p>(1) 1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。引き続き、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、<u>今後は社会経済活動との両立を目指し、健康寿命延伸に向けた取り組みを徐々に再開していく。</u></p> <p>(2) 保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されている。令和2年9月25日付で厚生労働省健康局・総務省自治財政局の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』について」が通知されている。<u>また、令和4年4月4日付、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後の保健所等の体制について」が発出され、ICTの活用及び外部委託の活用により保健所の体制を整備するよう示されている。</u></p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染拡大に備えて、令和3年度は、感染症対策課に常勤保健師の配置数を増やしたことに加え、適時、公衆衛生学会の人材を会計年度任用職員として採用する等、人員体制の強化を図っている。また、防疫業務を行う感染症保健指導員(会計年度任用職員)についても募集を行っている。</p> <p>(4) 足立保健所が設置する「足立区発熱電話相談センター」では、新型コロナウイルス感染症に関する相談を受けるために、保健師・看護師の派遣職員20名</p>

	<p>を採用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設時間：平日 9時から17時まで)。</li> </ul> <p>上記以外の時間帯及び土・日・祝日については、都が設置する「東京都発熱相談センター」にて相談を受けている。</p> <p>(5) 平成28年度には、新規の母子保健事業を展開するために、衛生部保健予防課に妊産婦支援係を設置した。その後も、衛生部全体で計画的に保健師の定数を見直しながら、保健師の増員を図っている。</p>
<p>問題点等</p>	